

知多市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

知多市長 宮 島 壽 男

知多市条例第 1 5 号

知多市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

知多市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 4 5 年知多市条例第 3 2 号）の一部を別紙のとおり改正する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に支給すべき事由が生じた非常勤の職員の報酬の額については、なお従前の例による。

別紙

(下線部分は改正箇所)

改正後			改正前		
別表第 1 （第 2 条関係）			別表第 1 （第 2 条関係）		
区分	報酬額		区分	報酬額	
公平委員会委員から農業委員会まで	(略)		公平委員会委員から農業委員会まで	(略)	
(削る)	(削る)	(削る)	<u>土木専門委員</u>	<u>年</u>	<u>7 4, 1 0 0 円</u>
教育委員会委員から学校運営協議会委員まで	(略)		教育委員会委員から学校運営協議会委員まで	(略)	